

## 野洲市資料提供

提供年月日	令和7年8月20日
担当部課	健康福祉部 介護保険課
担当者	村山・畑瀬
連絡先電話番号	077-587-6074

### 市有地を活用した介護施設整備事業者の再公募について

#### 1. 趣旨

本市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、第9期野洲市介護保険事業計画(令和6～8年度)(以下「第9期計画」という。)において、地域密着型サービス施設等の整備を進めています。今般、地域密着型サービス等の整備・運営を目的に市有地を現状有姿で買い受ける事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、地域共生社会実現の推進を目指します。

#### 2. 経緯

第9期計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の4事業(介護施設)を整備するため、令和6年度に整備事業者の公募を2回行いました。7月は4事業全てを一体的に整備することとし公募しましたが応募はなかったため、10月は4事業を個別で公募することとしました。しかし、2回目においても応募がありませんでした。

公募が不調となった要因としては、介護人材の不足や、市内に適当な整備地の確保が困難であることが考えられます。一方で、認知症高齢者は今後増加し続けることが予測されていることから、整備は(介護予防)認知症対応型通所介護及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護の2事業(介護施設)を優先する旨、令和7年2月19日開催の第3回野洲市介護保険運営協議会において報告し承認されています。

これらを踏まえて再度関係課・関係機関と協議し検討を重ねた結果、市有地を売却することで介護施設整備事業者を再公募することとしました。

#### 3. 整備概要

##### (1) 対象の整備事業

- ① 介護保険法第8条第18項に規定する「認知症対応型通所介護」・介護保険法第8条の2第13項に規定する「介護予防認知症対応型通所介護」(最大定員12人)
- ② 介護保険法第8条第20項に規定する「認知症対応型共同生活介護」・介護保険法第8条の2第15項に規定する「介護予防認知症対応型共同生活介護」(最大定員18人)

※ ①及び②を必ず整備することとします。

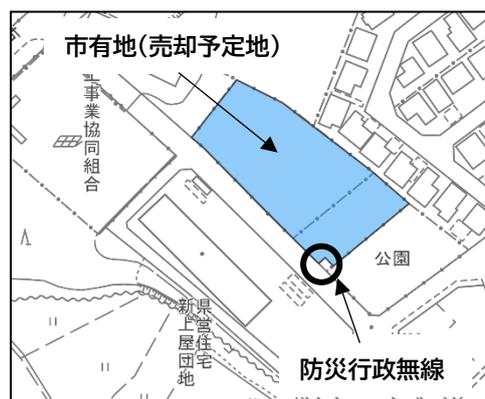
(2) 整備時期

令和8年度中に施設整備の着工をし、年度内の完成・開所を目指します。

(3) 市有地(売却予定地)

所在及び地番	地目		面積	
	公簿	現況	公簿面積	実測面積
上屋 1372 番 62	雑種地	宅地	1,782 m <sup>2</sup>	1,782.20 m <sup>2</sup>
上屋 1372 番 63	宅地	宅地	512.39 m <sup>2</sup>	512.39 m <sup>2</sup>
合計			2,294.39 m <sup>2</sup>	2,294.59 m <sup>2</sup>

- ※ 旧文化財倉庫(平成 31 年2月解体)及び旧新上屋自治会館(令和3年 11 月解体)跡地
- ※ 市街化区域、一種住居地域
- ※ 上屋 1372 番 63 のうち、防災行政無線の維持管理に必要な範囲約 13 m<sup>2</sup>(市有地)は分筆し売却しないため、上記面積からは除いています。



#### 4. 最低売却価格

110,000,000円

#### 5. 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより事業提案募集を行う。

(2) 選考方法

市有地の買受希望価格及び事業提案の内容をもとに審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

#### 6. スケジュール(予定)

令和7年8月	21日(木)	提案募集の公告
10月	1日(水)	質疑受付締切
10月	9日(木)	参加申込書受付締切
10月	23日(木)	事業提案書提出締切
10月	29日(水)	プレゼンテーション及びプロポーザル審査会
11月	12日(水)	選定業者の決定、結果通知及び公表